

4. 価格変動のリスク

消費者を取り巻く昨今のリスク要因としては、その他に、価格変動に伴うリスクも挙げられよう。

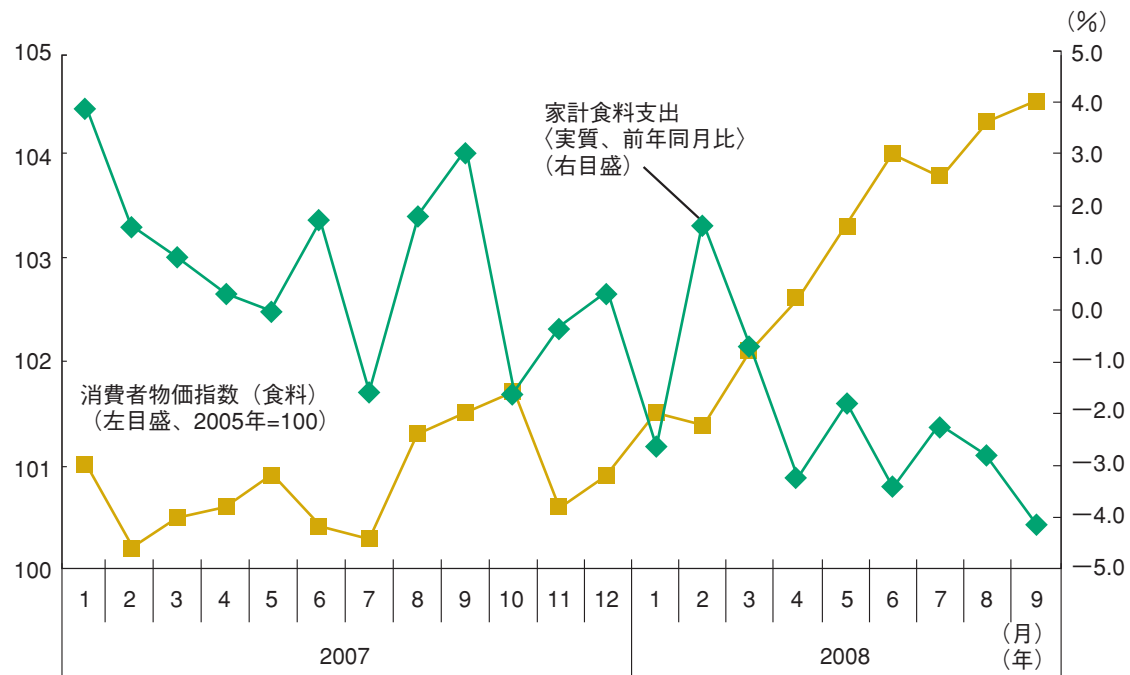
原油価格の推移を見ると、2000年から2003年にかけては1バレル20ドル台半ばで推移していたものが、2004年に40ドルを超え、その後も上昇は続き、2008年4月には103.5ドルと大台を突破し、その後急落するなど、乱高下をしている²⁵。小麦などの食糧先物も同様であるが、消費財への価格への反映は時間差があるため、この影響などを受け、ガソリンは2008年9月に前年同期比20.7%上昇し、食料も同3.0%の上昇となっている(第1-1-27図)。消費者物価指数(総合)も同じく2.1%の高い伸びとなった。これらの物価上昇を受け、家計の実質消費支出は減少している。

こうした中、値上げの家計への影響を尋ねたところ、世帯収入は「変わらない」、「少なくなった」が多い一方、「かなり影響を受けている」、「ある程度影響を受けている」とする者が89.4%に上った²⁶。家計への影響度を年収別に見ると、「かなり影響を受けている」と「ある程度影響を受けている」を合わせて、1,000万円以上の層では81.2%である一方、1,000万円未満の層では9割前後が影響を受けたと答えている。同じく、影響を地域別に見ると、三大都市圏よりも地方圏で「かなり影響を受けている」とする回答が多かった。

実質消費の減少を伴う物価の上昇に対して取っている工夫については、買い物の際「必要なものか否かを慎重に選ぶ」とする者が最も多かった(第1-1-28図)。ただし、傾向としては、

第1-1-27図 価格高騰の影響などにより家計食料支出は実質減少

●消費者物価指数(食料)および家計食料支出の推移●



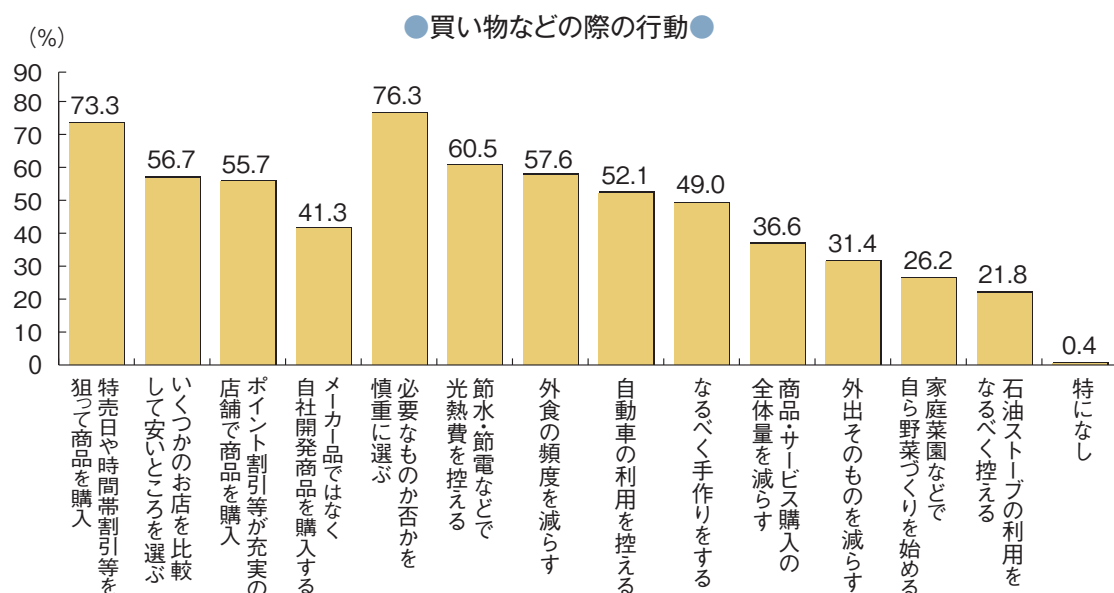
(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」および「家計調査」(二人以上の世帯)により作成。
 2. 家計食料支出は、(家計食料支出/消費者物価指数(食料))×100で実質化した数値の前年同月比。また、家計食料支出は、交際費を含む品目分類により作成。

25 ドバイ原油、スポット価格。

26 内閣府(2008b)

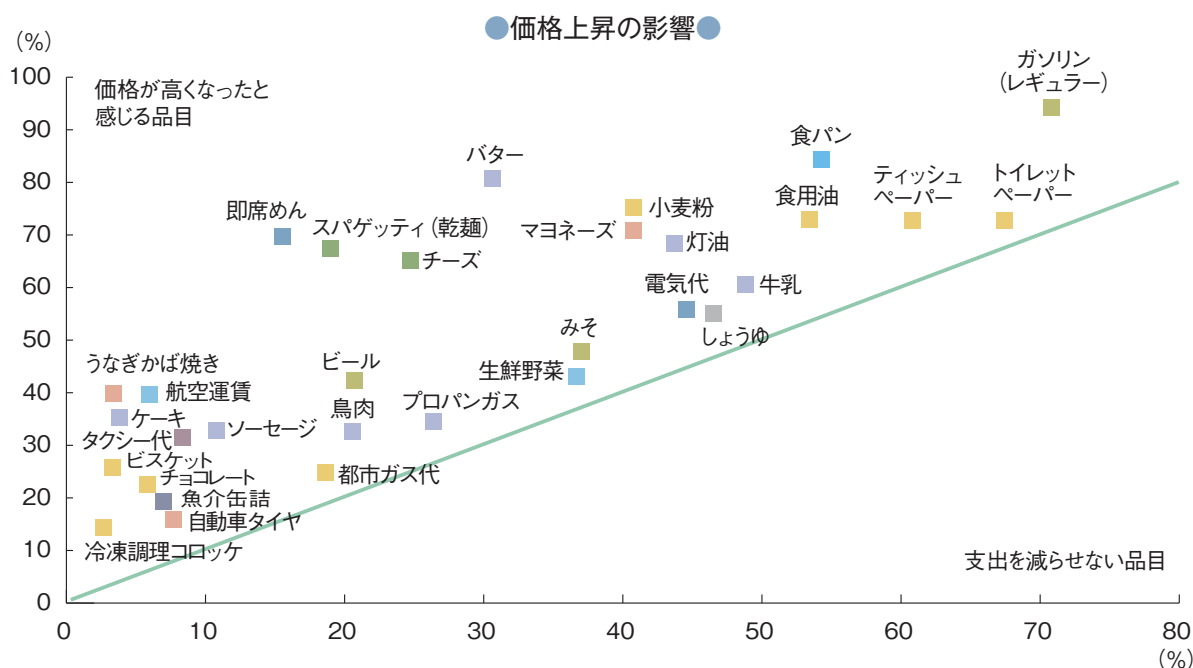
購入そのものを減らすよりも、特売やポイントなどで店を選別する対応が多く見られた。これは、
 外食、旅行、菓子類、めん類などを控える一方、みそ・醤油・生鮮食品などの日常食品、トイレッ
 トペーパーなどの紙類、ガソリンなど、購入量を減らしにくい品目が値上がりする中、購入その
 ものを減らせない部分はほかの方法で対応している消費者の姿がうかがえる（第1-1-29図）。

第1-1-28図 購入そのものを減らすよりもほかの方法で工夫



- (備考) 1. 内閣府「国民生活モニター調査(原油高騰等による価格の変化に伴う消費者の意識調査)」(2008年)により作成。
 2. 「あなたは普段、買い物等の際にどのような行動を取っていますか(○はいくつでも)」という問に対する回答者の割合。
 3. 回答者は全国20歳以上の男女1,803名。

第1-1-29図 ガソリンや紙類は高くなっても支出を減らせない



- (備考) 1. 内閣府「国民生活モニター調査(原油高騰等による価格の変化に伴う消費者の意識調査)」(2008年)により作成。
 2. 「以下の品目のうち、価格が高くなったと明確に感じるものはどれですか。(○はいくつでも)」及び「問2に挙げた品目以外で価格が最近高くなったと実感する一方で支出が減らせないものはありますか。」という問に対する回答者の割合。
 3. 回答者は全国20歳以上の男女1,803名。

5. 消費者市場の変革に向けた課題と展望

● リスクの高まりと質の評価への対応の必要性

このように消費者を取り巻く環境はより多様化、複雑化してきているが、消費者の経済的影響力を効果的に発揮できれば市場を消費者・生活者を中心に据えた公正かつ効率的なものに変えていくことができる。

しかし、個々の企業まで影響を及ぼせたとしても、上述のように市場全体への影響力行使という点では未だ不十分な状況で、特にサービス分野では生産性の伸びなどを見ても消費者の選択を通じて競争の促進、そして生産性の向上という結び付きにはなっていない。その一つの大きな要因は本節で何度か出てきた消費者・生活者自ら制御することができないリスクの高まりと質の評価の難しさである。食品・製品分野では安全に関するリスクとともに価格変動リスクに直面している。また金融分野では金融収入が減る中、株式、投資信託などへの投資が増えており、特に外貨建金融資産は増えているように、リスクを取る行動も見られた。

● リスクを一定の範囲内にコントロールできる市場形成

このように全般的に経済面では消費者はリスクに直面していると言えるが、市場経済で起こっている複雑化と密接化が単純な問題を増幅し、大惨事を起こすことは必然とも言える。こうしたリスクをある程度、コントロールできる環境下に置くことが可能な市場の整備を押し進めることで、初めて消費者・生活者は市場を信頼し、リスクを分担した上でその本来の力を発揮することが期待できる。逆に言えば、リスクを分担できる消費者・生活者が一定程度存在できる環境にならないと、消費者・生活者の力で市場経済を公正で安全なものに変え、ほかの消費者・生活者も安心し信頼できる市場を創ることはできない。したがって、出発点としてこれらリスクが消費者・生活者にとって許容範囲内であるかが重要になってこよう。また、懸念などで消費者行動が変わった場合、能力、独立性、価値観の共有に基づく信頼性が重要になる²⁷。そのために政府は消費者・生活者および事業者と協力して施策を行っていく必要がある。

● 食品・製品分野で重要になる安全確保の体制整備

まず、食品・製品の原材料まで含めた質や安全に関する情報を消費者が入手しづらくなっている状況下では、安全確保の観点から事業者による安全基準の設定促進、輸入検疫体制の抜本的強化、立ち入り日時を事前に通報しない抜き打ちによる検査・検疫の実施、トレーサビリティ（産地から食卓まで食品の移動を追跡できる取組）の普及が重要である。また、食品・製品の事故情報に関する迅速な収集と分析を行い、更にそれに基づく的確な警告の発信により、情報把握が容易にできるようにすることによって、消費者がリスクを正確に判断し得る環境整備が必要となっている。

こうした取組はグローバル化の中では諸外国との協力も必要であろう。アメリカ、欧州委員会などが食品・製品の安全確保のため、輸出国と安全に関する取り決めを積極化し、定期的に対応策の報告を得るなどの関係強化を図っている。我が国でも経済的結び付きが強まる一方、国境を越えた事案が増える中、地域一体でのトレーサビリティの導入や当局間での事故情報の

27 アンドレアス・ボーカー（2008）

共有の検討など、東アジア、更にはASEANを含めて協力関係を強化し、地域内の安全水準の向上と国際的なリスク情報の迅速な把握につなげる必要がある。また、食品輸入の際、ヨーロッパ、中国、タイなど多くの国で衛生証明書や輸出証明書を相手国に求めているところであるが、検疫において我が国では法律上、牛肉などを除いて衛生証明書は義務付けられていない。こうした衛生証明書や輸出証明書の更なる導入も検討に値しよう²⁸。

消費者・生活者自身も、食の安全確保のための今後の対策について、「取り締まりの強化」(85.3%)、「罰金の引き上げ」(64.6%)などのペナルティーの強化を求めている。また、輸入食品への不安感も高まる中で、原料の原産地を目で見て確かめることのできる「原料原産地表示の範囲の拡大」(63.3%)や、食品事故などの発生時における迅速な回収の実施基盤となる「トレーサビリティの導入」(55.1%)などの対策を求めている²⁹。

さらに海外では意図的混入事案に従来の「食品安全」とは別の「食品防御（フードディフェンス）」という概念を用い、それに沿った体制整備を進めている（コラム参照）。我が国の輸入食品にかかる生産・流通・加工・消費にかかるフードチェーン（我が国企業のかかわりも含む）の実態把握とともに意図的攻撃に対するフードチェーンの脆弱性を早急に把握する必要がある。我が国でも食品防御という観点から生産・流通過程における事業者および輸出国の関与の在り方、我が国政府のリスク管理の在り方、そして輸出国政府やほかの政府機関、国際機関などとの国際的連携の在り方などについて検討を行い、消費者・事業者と協力し、早急に体制の変革を図ることが必要になっている。

● サービス分野における情報開示方法の改良

また、サービス分野はそもそも情報の非対称性が大きい分野であり³⁰、質の評価が難しいという問題を抱えている。この情報の非対称性や消費者行動の歪みを是正する形での制度設計、例えば、一定の基準の下での情報開示で消費者自らが適正な評価を行えるよう情報開示の方法なども改良していく必要がある。例えば、ポルトガルでは携帯電話サービスの複雑化に対する消費者の不満が高まったが、それに対して店舗やインターネット上に平準化された価格シミュレーターを置くことを義務化し、消費者への分かりやすさの向上を図っている³¹。

● リスクを許容できる範囲での投資

金融についても消費者が適正にリスクをコントロールできる資産形成になっているか検証が求められる。海外に比してリスク資産保有が少ないのは事実であるが、リスクの積極的な取得を一般消費者に促すだけでは不十分であり、金融商品取引法に適合性原則が導入された。昨今、急激に変動が起りうる市場に対してリスクヘッジする能力があるのかなど再度の検証が必要となろう。また、消費者にもFXブームや海外投信ブームに乗せられてリスク許容度を越えてそれら資産を持たないためにも、消費者に対する消費者教育が重要であり、消費者自身もこうした急激な市場の変動が起りうる事実を知るとともに、余裕資金などリスクを許容できる範囲での投資という原点に帰った慎重な判断が求められるところである。

28 現行の制度では、食品衛生法で牛肉・馬・めん羊及び山羊などの衛生証明書の添付を規定している。また、二国間協議を通じ、必要に応じて例えば生食用のかきの輸入についても衛生証明書を求めている。

29 内閣府（2008a）

30 脚注20参照。

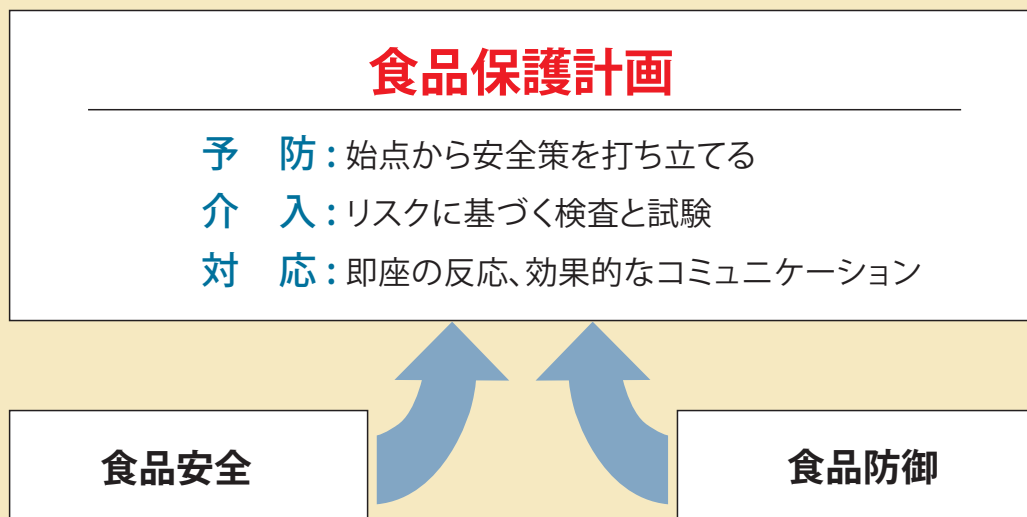
31 OECD（2006a）

コ ラ ム

食 品 防 御

食品防御（Food Defense）とは発生頻度が食中毒に比して低いものの起きた場合に被害は甚大な薬物などの故意（deliberate）の混入に対して国民の食品供給を保護するために科学技術の粋を生かすものと言える。例えば、工場の製造過程に危険物を持ち込めるか、スーパーの在庫品置場に誰でも近づけるか、などをチェックし、改善する必要がある。また、混入した食品や飼料が見つかった、または人間あるいは動物に被害が及んだとき、迅速に対応することが必要である。アメリカでは食品医薬品局（FDA）が従来の食品安全（Food Safety）を食品防御の概念も含めて対応するため、食品保護計画を2007年11月に公表した³²。この計画は問題を予防するためのFDAによる措置に焦点を絞っているが、予防策が効果的であるようにリスクに基づく介入を採用している。

FDAは同計画とともにフードチェーンと個別の工場・製造過程における脆弱性を評価するためのCARVER+shockという分析手法およびそれを簡易に行えるソフトウェアを開発し、消費者向けには24時間の通報ホットラインを設けている。



● 予防（PREVENTION）

「予防」は効果的・積極的な食品防御と食品安全の要であり、予防策は国内および国際的な食品生産工程のはじめから構築されなければならないとされる（フードチェーン全体にわたる予防策の整備）。そのため、本計画では次の点を掲げている。

- 食品起因の病気を予防するための企業責任を増強
- 食品の脆弱性の把握とともにそのリスクの評価
- 効果的な軽減措置の理解と利用の促進

32 FDA（2007）。バイオテロなど故意の混入により食の安全が脅かせる事態が想定されることから2002年にバイオテロ法が成立し、食品関連施設の登録、輸送記録の保存義務、輸入前の事前通知などを義務付けた。FDAではそのための施策を具体化してきたが、それを一歩進めて食品安全と食品防御を統合する総合戦略を作る必要性から本計画が作成された。

●介入（INTERVENTION）

国内製品・輸入製品を含めリスクに基づく的を絞った介入は保護の第二層を占める。目標は予防措置が取られなかったまたは失敗したときに混入した食品を確実に特定することとされる。

- リスクに基づく検査とサンプリングに焦点を当てること
- リスクに基づく監視の強化
- 混入を示す「シグナル」の探知の向上

●対応（RESPONSE）

FDAの既存の緊急対応制度を補強するとして、混入から食品起因の病気の探知までの間隔を短くするため、素早い対応作業と消費者、業界あるいは連邦、州、国際上の関係者との効果的な情報交換が必要であるとしている。

- 即座の対応の向上
- 一般国民、産業界、その他の利害関係者へのリスクコミュニケーションの向上